

第一段階施行に必要な政省令事項について（案）

I. 一部の施行期日を定める政令

第一段階の施行日は平成 30 年 4 月 1 日とする。

II. 土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令

- 汚染土壌処理業の許可について、暴力団排除規定の対象とするべき使用人の範囲（法第 22 条第 3 項）【資料 5 の第一段階施行分の 2（4）2.】
本店又は支店その他契約締結権限を有する者を置く場所の代表者
※同様の規定を有する廃棄物処理法施行令等に倣ったもの。

III. 土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令

- 調査結果を形質変更の届出に併せて提出する際の手続（法第 4 条第 2 項）
【1（2）①1.】
法に規定する土地の所有者等の同意について、当該者全員の同意があった旨を証する書類を添付させることとする。
- 土壌汚染状況調査の方法（法第 4 条第 2 項 ※法第 3 条第 1 項と同様）【1（2）①2.】
法第 3 条第 1 項の省令に基づく土壌汚染状況調査の方法が適用される。
- 解除された区域の台帳を追加したことに伴う、台帳調製の在り方及び記載事項の整理（法第 15 条第 2 項）【2（1）②1.】
 - ・台帳は帳簿及び図面をもって調製する。
 - ・帳簿及び図面は、要措置区域、形質変更時要届出区域、解除された要措置区域又は解除された形質変更時要届出区域ごとに調製する。
 - ・帳簿及び図面であって、要措置区域に関するもの、形質変更時要届出区域に関するもの、解除された要措置区域に関するもの又は解除された形質変更時要届出区域に関するものは、それぞれ区別して保管する。
 - ・解除された区域の台帳の記載事項：①解除前の台帳記載事項を転記する
②区域解除の年月日
③解除理由となった汚染の除去等の措置
④形質変更時要届出区域に変更指定された場合はその旨

※第二段階施行の内容に応じて、改めて記載事項を検討、追加する。

IV. 汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令

- 汚染土壌処理業の許可の申請書について、申請者が暴力団員等に該当しないことを確認するための記載事項及び添付書類を追加（法第 22 条第 2 項）【2（4）1.】
汚染土壌処理業の許可の申請書の記載事項として、暴力団排除規定の対象とするべき使用人の氏名及び住所等を追加するとともに、申請書の添付書類として、同使用人の住民票の写し等を追加する。

- 汚染土壌処理業の譲受、合併若しくは分割又は相続の承認を申請する際の手続（法第27条の2から第27条の4まで）【2（4）3.】

汚染土壌処理業の譲受、合併若しくは分割又は相続の承認の申請について、申請書の記載事項及び添付書類を次のとおり定める。

【記載事項】

（譲受、合併若しくは分割又は相続の共通記載事項）

承継の日、申請者の氏名及び住所、汚染土壌処理施設の設置場所、汚染土壌処理施設の種類、許可の年月日及び許可番号、承継後の使用人の氏名及び住所、法人である場合には承継後の役員の氏名及び住所

（譲受の場合の記載事項）

未成年者である場合には法定代理人の氏名及び住所

（合併又は分割の場合の記載事項）

承継後の法人の名称及び住所並びに代表者の氏名、合併又は分割の方法、合併又は分割の理由

（相続の場合の記載事項）

被相続人との続柄、被相続人の氏名及び死亡時の住所、被相続人の死亡の日、未成年である場合には法定代理人の氏名及び住所

【添付書類】

（譲受、合併若しくは分割又は相続の共通添付書類）

技術的能力を説明する書類、事業に要する資金の総額及び調達方法を記載した書類、貸借対照表・資産調書等の資力を証する書類、法人である場合には株主総会の決議録、申請者の住民票の写し、欠格要件に該当しないことを誓約する書類、廃止措置費用の見積額の支払いが可能であることを証する書類、承継後の使用人の住民票の写し

（譲受の場合の添付書類）

契約書の写し、法人である場合には定款及び登記事項証明書、未成年者である場合には法定代理人の住民票の写し

（合併又は分割の場合の添付書類）

契約書の写し、汚染土壌処理施設の所有権等を証する書類、合併当事者の一方又は吸収分割の承継法人が許可を受けた者でない場合には定款及び登記事項証明書並びに現に行っている事業の概要を説明する書類

（相続の場合の添付書類）

被相続人との続柄を証する書類、汚染土壌処理施設の所有権等を証する書類、未成年者である場合には法定代理人の住民票の写し、申請者以外の相続人の氏名及び住所を記載した書面並びに同意書

V. 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令

- 技術管理者証の交付申請期間の延長（法第 33 条）【3（1）1.】
技術管理者証の交付の申請期間を「申請者が試験に合格した日から 3 年以内」（※）に延長する。
※現行は、合格した日から 1 年以内。
- 技術管理者証の更新の際の記載事項の書換えの手続の追加（法第 33 条）【4 2.】
技術管理者証の更新に併せて本籍地等の書換えを希望する場合には、更新の手続の際に戸籍抄本等の書類を添付させることにより、更新及び書換えを一つの手続で行うことを可能とする。
- 指定調査機関の変更届出を事後届出としたことに伴う届出様式の記載の修正（法第 35 条）【3（2）1.】
指定調査機関の変更届出書の様式中、「変更する」を「変更した」に改める等。

VI. 環境省の所管する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

- 管理票及び指定調査機関が備え付ける帳簿の電磁的記録の保存（法第 20 条、第 38 条）【4 1.】
管理票及び指定調査機関が備え付けなければならない帳簿について、書面の保存に代えて、電磁的記録の保存を可能とする。